

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 東山区清水5丁目130-6
☎561-1191(代表) FAX 541-9104



市政情報総合案内コールセンター
「京都いつでもコール」
午前8時～午後9時 (年中無休)

みなここ 661-3755 FAX 661-5855
※かけ間違いにご注意ください。
ホームページ 京都いつでもコール 検索

● 相談 (無料) ●

弁護士による京都市民法律相談

法律的な相談事について、1組につき20分以内で弁護士が相談に応じます。

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時15分

受付 予約制(窓口または下記の電話番号)
相談日の週の月曜日～相談日

午前8時30分～午後5時まで(祝日を除く)ただし、相談日当日の受け付けは午後2時45分まで

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
定員 6組

行政相談委員による行政相談

国の行政に関する苦情その他相談や意見・要望について行政相談委員が相談に応じます。

日時 3月2日(木)午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
問合せ 地域力推進室(☎561-9114)

行政書士による困りごと相談

日時 3月16日(木)午後2時～4時

場所 区総合庁舎1階交流ロビー

問合せ 京都府行政書士会第4支部事務局
(☎762-0505)

● 保険年金 ●

国民年金 こんなときには届出を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者として加入していただくことになっています(厚生年金や共済組合などに加入している第2号被保険者または第2号被保険者に扶養されている第3号被保険者を除く)。<国民年金第1号被保険者に該当するとき>

- 20歳になったとき
- 会社などを退職し、厚生年金や共済組合などの資格を喪失したとき
- 第3号被保険者が配偶者の扶養から外れたとき

第1号被保険者に該当する方で加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。

※加入の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、国民年金を受給できないこともありますのでご注意ください。

なお、日本にお住まいの60歳以上65歳未満の方、海外にお住まいの20歳以上65歳未満の日本人の方は、希望すれば国民年金に加入することができます。

問合せ 保険年金課年金担当(☎561-9199)

国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の納付は口座振替が便利です

お申し込みは、①国保記号番号(後期高齢者医療の場合は、被保険者番号と徴収番号)のわかるもの②預金通帳③口座の届出印をお持ちのうち、金融機関、または保険年金課の窓口へお越しください。

国民健康保険の口座振替は、下記の金融機関のキャッシュカードを保険年金課の窓口へ持参いただければ、届出印がなくてもお申し込みいただけます。

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行

特別徴収(年金からの引き落とし)されている方で、口座振替への変更をご希望される場合は、口座振替をお申し込みのうえ、その控えを持って保険年金課に特別徴収停止をお申し出ください。

問合せ 保険年金課資格担当(☎561-9197)

● 福祉 ●

第10回特別弔慰金の支給

平成27年4月1日現在、戦没者等の死亡当時のご遺族で、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、遺族1人に額面25万円(5年償還)の国債を支給します(戦没者等との続柄等により優先順位あり)。

※請求期間:平成27年4月1日～平成30年4月2日
問合せ 福祉課福祉担当(☎561-9182)

児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭に子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は手当の一部または全部支給停止となり、児童が児童福祉施設に入所している場合などは、支給されません。

なお、昭和60年8月1日から平成10年4月1日の間に支給要件に該当された方は請求できません(父子家庭の父を除く)。

児童の年齢 18歳に到達以後最初の3月31日まで(特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満)

手当額(月額) 前年の所得額(受け取った養育費の8割相当額を含む)に応じて支給額が決まります。

	全部支給	一部支給
児童1人	42,330円	9,990円～42,320円
児童2人	52,330円	14,990円～52,310円

※3人目以降の児童は、1人増えるごとに最大6,000円が加算されます。

問合せ 支援保護課支援第一担当(☎561-9350)

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母に代わってその児童を育てている人に対し支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは支給されません。

児童の年齢 20歳未満

手当額(月額) 障害の程度に応じて対象児童1人につき、1級51,500円、2級34,300円

問合せ 支援保護課支援第二担当(☎561-9348)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館:午前9時30分～午後5時
(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館:毎週火曜日

南館電気工事および図書特別整理のための臨時休館

期間 2月25日(土)～3月1日(水)

3月のテーマ図書の展示と貸出

期間 3月2日(木)～3月31日(金)

テーマ「生き方・人生」(一般書・児童書)
「ありがとう」(絵本)

赤ちゃんのおたのしみ会

日時 3月9日(木)午前11時～
内容 赤ちゃん絵本の読み聞かせなど

東山青少年活動センター

東山区総合庁舎2階 ☎541-0619

開館:午前10時～午後9時

(日・祝は午後6時まで)

休館:毎週水曜日

地域交流事業(ワカモノ文化市)のご案内

東山青少年活動センターを利用する青少年が主となる、ものづくり体験や手作り市、作品展示、ダンス公演などを開催します。この機会にワカモノ文化に出会ってみませんか?是非お越しください!

日時 3月18日(土)午前11時～午後4時

場所 東山青少年活動センター

対象 市内に在住または通勤・通学の方

申込み ブースによっては必要

入場無料(ブースによっては料金が発生する可能性があります)。

各ブースの詳細や申込方法などはお問い合わせください。



カレンダー 2/20～3/19

2月	行事名	掲載面
20 月		
21 火	手話体験講座受け付け開始	3面
22 水	相談 弁護士による京都市民法律相談	4面
23 木		
24 金		
25 土	図書館 南館電気工事および図書特別整理のための臨時休館(～3月1日)	4面
26 日		
27 月		
28 火		
3月	行事名	掲載面
1 水	相談 弁護士による京都市民法律相談	4面
	本町通交通規制開始	2面
	春の火災予防運動(～7日)	2面
	相談 行政相談委員による行政相談	4面
	図書館 3月のテーマ図書の展示と貸出(～31日)	4面
2 木	第3回東山区教育フォーラム	1面
	地域福祉シンポジウム	3面
3 金	京都・東山花灯路2017(～12日)	1面
4 土	有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業(有済・粟田学区)	2面
	スマイルミュージックフェスティバル	1面
5 日	有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業(新道・貞教学区)	2面
6 月	シニア健康ヨガ教室	3面
7 火		
8 水	相談 弁護士による京都市民法律相談	4面
9 木	図書館 赤ちゃんのおたのしみ会	4面
10 金	手話体験講座	3面
11 土		
12 日		
13 月		
14 火	視覚障害者支援手引き体験講座	3面
15 水	相談 弁護士による京都市民法律相談	4面
16 木	相談 行政書士による困りごと相談	4面
17 金	手話体験講座	3面
18 土	青少年 地域交流事業(ワカモノ文化市)	4面
19 日	防災研修会	2面

時間、会場、問合せなどは、掲載記事をご覧ください